

項目	質疑	回答
1 仕様書3 事業趣旨 (1P)	「一般就労」と記載がありますが、障害者枠での就労や、就労継続支援事業A型といった福祉就労を目指す方は本事業の対象となるかご教示ください。	対象となります。
2 仕様書5 業務実施方法 及び内容 (3P)	(1) 就労準備支援事業 ア 対象者 (ア) 生活困窮者について、収入や資産をはじめ、対象者とする基準があればご教示ください。	仕様書P3に記載のある「(第2次改正) 令和7年6月9日社援発0609第6号厚生労働省社会・援護局長通知「生活困窮者自立支援事業等の実施について」及び令和7年5月14日社援地発0514第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」又は厚生労働省ホームページに掲載されている「就労準備支援事業の手引き(第3章1. (2))」を参照ください。
3 仕様書5 業務実施方法 及び内容 (3 P)	(1) 就労準備支援事業 ア 対象者 (ア) 生活困窮者自立支援法に基づく対象者について、本事業と自立相談支援機関による就労支援のいずれを選択するかについて、どのような方針・基準で判断されているかご教示ください。	仕様書P3に記載のある「(第2次改正) 令和7年6月9日社援発0609第6号厚生労働省社会・援護局長通知「生活困窮者自立支援事業等の実施について」及び令和7年5月14日社援地発0514第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」又は厚生労働省ホームページに掲載されている「就労準備支援事業の手引き(第3章1. (1))」を参照ください。
4 仕様書5 業務実施方法 及び内容 (3 P)	(1) 就労準備支援事業 ア 対象者 (イ) 就労準備支援事業における「特定被保護者」と、被保護者就労準備支援事業の対象者について、同じく生活保護受給者ですが、目標や課題などの観点から対象者の差異について具体的にご教示ください。	仕様書P3に記載のある「(第2次改正) 令和7年6月9日社援発0609第6号厚生労働省社会・援護局長通知「生活困窮者自立支援事業等の実施について」及び令和7年5月14日社援地発0514第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」又は厚生労働省ホームページに掲載されている「就労準備支援事業の手引き(第3章1. (3))」を参照ください。
5 仕様書5 業務実施方法 及び内容 (3P・5P)	(1) 就労準備支援事業 ア 対象者 (ア) (イ) (2) 被保護者就労準備支援事業 ア 対象者 ①就労準備支援事業における生活困窮者自立支援法に基づく対象者、②就労準備支援事業における特定被保護者、③被保護者就労準備支援事業の対象者における過年度までの成果(達成事項など)やその他運営上の課題についてご教示下さい	成果については公開していないため、回答を差し控えます。運営上の課題については、仕様書P1「事業趣旨」のとおりであり、また、就労定着につながりにくいことです。
6 仕様書5 業務実施方法 及び内容 (3 P・5P)	(1) 就労準備支援事業 ア 対象者 (ア) (イ) (2) 被保護者就労準備支援事業 ア 対象者 上述5を踏まえ、来年度以降の課題(未達成事項など)についてご教示ください。	上記5を参照ください。
7 仕様書5 業務実施方法 及び内容 (3P・5P)	(1) 就労準備支援事業 ア 対象者 (ア) (イ) (2) 被保護者就労準備支援事業 ア 対象者 ①就労準備支援事業における生活困窮者自立支援法に基づく対象者、②就労準備支援事業における特定被保護者、③被保護者就労準備支援事業の対象者の抱える課題について、貴自治体における特徴等があればご教示ください。	シェルター事業利用者は就労に向けたサポートが必要と見込まれる対象者が多いが、地理的・金銭的要因から事業の利用が困難であることです。
8 仕様書5 業務実施方法 及び内容 (3 P・5P)	(1) 就労準備支援事業 ア 対象者 (ア) (イ) (2) 被保護者就労準備支援事業 ア 対象者 ①就労準備支援事業における生活困窮者自立支援法に基づく対象者、②就労準備支援事業における特定被保護者、③被保護者就労準備支援事業の対象者それぞれについて、過年度および本年度の対象者数を、年代別・男女別にてご教示ください。	令和6年度の実績①78件②0件③330件 となっています。 令和7年度は集計中のため回答を差し控えます。 また、年齢別・男女別も公表していないため、回答を差し控えます。

9	仕様書5 業務実施方法 及び内容 (4P・6P)	(1) 就労準備支援事業 イ 業務内容 (オ) (2) 被保護者就労準備支援事業 イ 業務内容 (ウ) ①就労準備支援事業における生活困窮者自立支援法に基づく対象者、②就労準備支援事業における特定被保護者は「事業の再利用」、③被保護者就労準備支援事業の対象者は「支援の再利用」としてではなく、就労や他機関利用により本事業の利用を終了した対象者が、利用終了後に本事業の講座やイベント等に参加が可能なかをご教示ください。	可能です。
10	仕様書5 業務実施方法 及び内容 (4P・6P)	(1) 就労準備支援事業 イ 業務内容 (カ) (2) 被保護者就労準備支援事業 イ 業務内容 (ア) ①就労準備支援事業および②被保護者就労準備支援事業それぞれにおいて、過年度および本年度の月あたりの講座・軽作業の実施数と、月あたりの講座・軽作業の延べ参加人数の平均値をご教示ください。	公表していないため、回答を差し控えます。 過去の需要を参考に、仕様書P4(カ)に必要な受け入れ人数を記載しています。
11	仕様書5 業務実施方法 及び内容 (4P・5P・6P)	(1) 就労準備支援事業 イ 業務内容 (キ) (2) 被保護者就労準備支援事業 イ 業務内容 (ア) ①就労準備支援事業および②被保護者就労準備支援事業それぞれにおいて、現在活用できる就労体験先の業種、社数をご教示ください。	市で斡旋している就労体験事業者はありません。
12	仕様書5 業務実施方法 及び内容 (4P・6P)	(1) 就労準備支援事業 イ 業務内容 (キ) (2) 被保護者就労準備支援事業 イ 業務内容 (ア) ①就労準備支援事業および②被保護者就労準備支援事業それぞれにおいて、過年度および本年度の月あたりの就労体験実施数と、月当たりの対象者数、延べ参加人数の平均値をご教示ください。	公表していないため、回答を差し控えます。
13	仕様書5 業務実施方法 及び内容 (5P・6P)	(1) 就労準備支援事業 イ 業務内容 (ク) (2) 被保護者就労準備支援事業 イ 業務内容 (ア) ①就労準備支援事業および②被保護者就労準備支援事業それぞれにおいて、過年度および本年度の就労決定者について、業種別、職種別で人数をご教示ください。	公表していないため、回答を差し控えます。
14	仕様書5 業務実施方法 及び内容 (5P・6P)	(1) 就労準備支援事業 イ 業務内容 (ク) (2) 被保護者就労準備支援事業 イ 業務内容 (ア) ①就労準備支援事業および②被保護者就労準備支援事業それぞれにおいて、過年度および本年度の就労決定数、定着率をご教示ください。	令和6年度の実績①23件②1件 となっています。 令和7年度は集計中のため回答を差し控えます。 また、定着率については公表していないため、回答を差し控えます。
15	仕様書5 業務実施方法 及び内容 (5P・6P)	(1) 就労準備支援事業 イ 業務内容 (ク) (2) 被保護者就労準備支援事業 イ 業務内容 (ア) ①就労準備支援事業および②被保護者就労準備支援事業それぞれにおいて、過年度および本年度の定着支援の頻度や方法をどのように設定しているかご教示ください。また定着率は何か月後の定着率を指標としているかご教示ください。	定着支援の頻度は対象者により様々です。就労先での定着のため定期的に相談者と連絡をし、必要に応じて就労先担当者と面談(対面、オンライン)、電話ヒアリングも取り入れながら連携しています。また、対象者と企業の間で信頼関係を築くための調整役となり、適切なコミュニケーションを促進できるようなサポートを実施することを想定しています。なお、定着率は就職1か月後をひとつの目安としています。
16	仕様書5 業務実施方法 及び内容 (5P)	(2)被保護者就労準備支援事業 ア 対象者 生活保護受給者について、本事業、就労支援員による就労支援、生活保護受給者等就労自立促進支援事業のいずれの選択をするかについて、どのような方針・基準で判断されているかご教示ください。また他に活用している就労支援メニューがあればご教示ください。	厚生労働省ホームページに掲載されている「就労準備支援事業の手引き(P6)」等を参考に、担当課において対象者の状況を見て判断しています。
17	仕様書5 業務実施方法 及び内容 (6P)	(2)被保護者就労準備支援事業 イ 業務内容 (サ) ③被保護者就労準備支援事業の対象者に実施する「就労準備セミナー」に、①就労準備支援事業における生活困窮者自立支援法に基づく対象者、②就労準備支援事業における特定被保護者は参加は可能かどうかをご教示ください。	可能です。
18	仕様書7 業務実施方法 及び内容 (8P)	(1) (2) 成果目標 ①就労準備支援事業における生活困窮者自立支援法に基づく対象者、②就労準備支援事業における特定被保護者、③被保護者就労準備支援事業の対象者それについて、過年度および本年度の、事業利用終了後の結果(就労開始、他の就労支援につなぎ、利用中断等)をご教示ください	公表していないため、回答を差し控えます。

19	仕様書 7 業務実施方法 及び内容 (8 P)	(1) (2) 成果目標 ①就労準備支援事業および②被保護者就労準備支援事業それぞれにおいて、実績として報告すべき評価項目は、「講座受入人数 200 名」の他、一般就労数、定着率以外の項目をご教示ください。また、「対象者に応じた福祉サービス等の関係機関連携件数」等は含まれるかをご教示ください。	参考として以下の項目が挙げられます。 ①プラン作成数 ②事業利用者数 ③講座実施回数 ④協力企業開拓数 ⑤プランの経過（終結・中断・再プラン） ⑥支援実施による影響・利用者の変化 ただし委託先と契約後、市との協議により決定します。
20	募集要項 7 提案書の作成 と提出 (5 P)	(2) 提案書の作成要領及び留意事項 オ 提案書は 20 ページ以内となつておりますが、表紙、目次、裏表紙はページ数に含めますでしょうか。	含めません。
21	募集要項 7 提案書の作成 と提出 (6 P)	(3) 部数 提案書は 9 部、正本 1 部 副本 8 部を提出とのことです。正本と副本の違いについてご教示ください。	正本は原本になり、副本は原本の写しになります。
22	募集要項 8 参考見積書の 提出 (6 P)	(1) 部数 参考見積書は 9 部、正本 1 部 副本 8 部を提出とのことです。押印は必要でしょうか。必要な場合、正本 1 部に押印の上、そのコピーを 8 部作成し副本として問題ないでしょうか。	問題ありません。